

# 草津市「赤ちゃんの駅」推進事業実施ガイドライン

## 1. 目的

乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を広く周知することにより、安心して外出、相談できる環境づくりを推進していくことを目的とする。

## 2. 利用者

授乳またはおむつ交換の必要がある乳幼児(概ね3歳児まで)連れの保護者等とする。

## 3. 登録対象施設

市内の公共施設及び民間施設で、不特定多数の人が利用できる施設とする。

## 4. 登録基準

赤ちゃんの駅として登録できる施設は、(1)(2)両方、または(1)、(2)のいずれかの場を提供できる衛生面と安全面に配慮された施設とする。なお、(3)(4)については、(1)、(2)の付帯条件とする。

- (1) 授乳の場の提供  
壁、パーティション、カーテン等で仕切られ、椅子等授乳ができる設備が備えられ、利用者のプライバシーが守られている。
- (2) おむつ交換の場の提供  
ベビーベッド、おむつ交換台等乳幼児のおむつ交換が可能な設備がある。
- (3) 調乳用の湯の提供  
世界保健機関及び国連食糧農業機関が作成、公表し厚生労働省が知らせている「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」に沿った安全な調乳用のお湯(飲用水を沸かし、湯は70℃以上に保ち、沸かしてから30分以上放置しない等の条件等を満たすもの)を提供できること。
- (4) 情報提供の場の提供  
草津市等が発行する子育て情報のチラシ等を置くことができるパンフレットラック等が設置されている。

## 5. 相談事業実施基準

赤ちゃんの駅として登録した施設については、市からの派遣による相談者(保育士、保健師または栄養士)をもって、相談業務を行うことができる。ただし、従前から同種の事業を実施している場合は、この限りでない。

- (1) 相談ができる場所を提供できること。  
他者に相談内容が聞かれないよう、外部と遮断または、個室を用意できること。

## 6. 登録方法

赤ちゃんの駅として登録を希望する施設管理者は、赤ちゃんの駅登録申請書(様式第1号)を市長に提出する。

市長は、登録申請書の提出があったときは審査を行い、登録基準を満たすと認めるときは赤ちゃんの駅として登録し、登録された施設の施設管理者(以下、「登録施設管理者」という。)にステッカーおよびポスターを交付する。

## 7. 登録内容変更及び解除

登録した内容を変更、または登録を解除しようとする登録施設管理者は、赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届(様式第2号)を市長に提出する。

また、市長は登録基準を満たさないことが明らかになったとき、または赤ちゃんの駅

として適当でないとき、登録を解除することができる。

## 8 施設の管理及び利用の制限等

- (1) 赤ちゃんの駅は登録施設管理者の責任において管理する。
- (2) おむつ交換台を備えている場合は、転落事故防止に配慮し必要な措置を行うこと。
- (3) 登録施設管理者は次のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、または利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。
  - ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき
  - ② 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき
  - ③ 臨時的に施設を休業するとき
  - ④ その他、施設管理上の支障があるとき

## 9 表示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けたステッカーを表示して管理する。また、授乳の場の提供のみが可能な施設もしくはおむつ交換の場の提供のみが可能な施設は、隣接した場所にポスターを表示する。

ステッカーやポスター、その他掲示等は提供サービスや提供場所が分かりやすいよう表示する。

## 10 相談事業派遣方法

赤ちゃんの駅として登録した施設管理者のうち、「5 相談事業実施基準」を満たす場合は、赤ちゃんの駅相談者派遣申請書（様式第3号）を実施予定日の1ヶ月前に市長に提出する。市長は、申請書提出後、派遣登録者と調整のうえ、申請者に、派遣登録者を派遣する。ただし、年間2回、各2時間を限度とする。

## 11 広報

市のホームページや、ぽかぽかタウンー草津市子育て応援サイト、刊行物への掲載等により、市民に広く周知する。

## 12 実施状況報告等

市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じて実施状況について報告を求めることができる。また、市長は、必要に応じて登録施設の現状を確認することができる。

## 13 個人情報の保護（相談事業または利用時に氏名等を特定する施設のみ）

- (1) 登録施設の管理者は、個人情報（草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に扱わなければならない。
- (2) 前項の取り扱いに当たっては、個人情報保護法や草津市個人情報保護条例など関係法令を順守しなければならない。

## 14 委任

このガイドラインに定めるもののほか、赤ちゃんの駅設置推進事業実施にあたり必要な事項は市長が別に定める。

附 則

このガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年6月13日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和5年8月16日から施行する。